

食品安全委員会プリオン専門調査会

第90回会合議事録

1. 日時 平成27年4月27日（月） 14:00～14:47
2. 場所 食品安全委員会大会議室（赤坂パークビル22階）
3. 議事
 - (1) デンマークから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価について
 - (2) その他
4. 出席者
 - (専門委員)
村上座長、門平専門委員、筒井専門委員、永田専門委員、中村優子専門委員、
中村好一専門委員、八谷専門委員、福田専門委員、眞鍋専門委員、横山専門委員
 - (食品安全委員会)
熊谷委員長、佐藤委員
 - (説明者)
厚生労働省 小西BSE対策専門官
 - (事務局)
姫田事務局長、鋤柄評価第二課長、田中課長補佐、本山係長、大快係員、
大西技術参与、小山技術参与
5. 配布資料
 - 資料1 平成27年度食品安全委員会運営計画
 - 資料2-1 デンマークのBSE対策の経緯等について
 - 資料2-2 デンマークの出生年別のBSE発生状況等
 - 資料3-1 BSE対策に関する調査結果（厚生労働省）
 - 資料3-2 BSE関係飼料規制の実効性の確保（農林水産省）
 - 参考資料1 食品健康影響評価について
「デンマークから輸入される牛肉及び牛の内臓について」
 - 参考資料2-1 食品健康影響評価について
「豚及び家きん由来混合血粉等の豚等用飼料としての利用について」

参考資料 2-2 食品健康影響評価について（回答）

「豚及び家きん由来混合血粉等の豚等用飼料としての利用について」

6. 議事内容

○村上座長 若干の委員の先生方が、今、こちらに向かわれていると伺っておりますので、始めさせていただこうと思います。

それでは、ただいまから第90回「プリオン専門調査会」を開催いたします。

本日は、議事次第では11名となっておりますけれども、10名の専門委員が御出席される予定でございます。

欠席と伺っております専門委員は、水澤専門委員、山田専門委員、山本専門委員並びに堂浦専門委員の4名でございます。

さらに、食品安全委員会からはお二方の委員に御出席をいただいております。

本日の会議全体のスケジュールにつきましては、お手元の資料でございます「第90回食品安全委員会プリオン専門調査会 議事次第」を御覧いただきたいと思います。

それでは、議事に入ります前に、事務局より本日の資料の確認をお願いいたします。

○田中課長補佐 配付資料の確認の前に、事務局の人事異動がございましたので御報告いたします。

4月1日付で、山本評価第二課長の後任として鋤柄が着任しております。

○鋤柄第二課長 鋤柄でございます。よろしくお願いいたします。

○田中課長補佐 また、廣田評価専門官の後任として、大快が着任しております。

○大快係員 大快でございます。よろしくお願いいたします。

○田中課長補佐 それでは、配付資料の確認をさせていただきます。

本日の配付資料は、議事次第、座席表、専門委員名簿のほかに8点でございます。

資料1、平成27年度食品安全委員会運営計画。

資料2-1、デンマークのBSE対策の経緯等について。

資料2-2、デンマークの出生年別のBSE発生状況等。

資料3-1、BSE対策に関する調査結果（厚生労働省）。

資料3-2、BSE関係飼料規制の実効性の確保（農林水産省）。

参考資料1、食品健康影響評価について「デンマークから輸入される牛肉及び牛の内臓について」。

参考資料2-1、食品健康影響評価について「豚及び家きん由来混合血粉等の豚等用飼料としての利用について」。

参考資料2-2、食品健康影響評価について（回答）「豚及び家きん由来混合血粉等の豚等用飼料としての利用について」。

以上の資料を用意いたしております。不足の資料はございませんでしょうか。

なお、これまでの評価書等及び今回の諮問に関する提出資料等は、既に専門委員の先生

方には送付しておりますが、お席後ろの机上にファイルを用意しておりますので、必要に応じ、適宜御覧いただきますようお願いいたします。

また、傍聴の方に申し上げますが、専門委員のお手元にあるものにつきましては、著作権の関係と大部になりますことなどから、傍聴の方にはお配りしていないものがございます。調査審議中に引用されたもののうち、閲覧可能なものにつきましては調査会終了後、事務局で閲覧できるようにしておりますので、傍聴の方で必要とされる場合は、会議終了後に事務局までお申し出いただければと思います。

以上です。

○村上座長 まず、議題に入ります前に、事務局から「平成27年度食品安全委員会運営計画」についての説明があるとのことですので、よろしくようお願いいたします。

○鋤柄評価第二課長 資料1を御覧ください。

「平成27年度食品安全委員会運営計画」でございます。

資料に従って御説明させていただきます。1ページを御覧ください。

運営計画につきましては、1月の専門調査会で御審議いただいた後、国民からの意見の募集を経て、先般3月24日の食品安全委員会でおまとめいただいたものでございます。

2ページから内容になります。主に前年度の計画から変わったところを中心に御説明させていただきます。

2ページ(2)のところに「重点事項」がございます。今年は5本の柱を立てております。

「① 食品健康影響評価の着実な実施」ということで、新たな評価手法の活用等により、評価を着実に実施するというようにしております。

「② リスクコミュニケーションの戦略的な実施」につきましては、リスクコミュニケーションのあり方について報告書の取りまとめを行い、戦略的なリスクコミュニケーションを実施するというようにしております。

「③ 研究・調査事業を活用した新たな評価方法の企画・立案」でございますが、食のグローバル化や新たな危害要因の出現に対応するため、国内外の最新の知見を収集するとともに、研究・調査事業を活用して、新たな評価方法の検討を行うということにしております。

④は、従来より実施しておりましたけれども、今回特出しとしまして「海外への情報発信及び関係機関との連携強化」を立てております。

⑤につきましては、引き続き「緊急時対応の強化」ということに取り組んでまいります。

「第2 委員会の運営全般」でございます。

委員会、各種専門調査会を開催していくということにあわせまして「(6) 事務局体制の整備」といたしまして、新たな評価方法の企画・立案機能を担う評価技術企画室を新たに設置するなど、必要な予算及び機構・定員を確保するというようにいたしております。

「第3 食品健康影響評価の実施」でございますが、1の「(1) リスク管理機関から食

品健康影響評価を要請された案件の着実な実施」につきましては、引き続き計画的・効率的な調査審議を行ってまいります。「(2) 企業からの申請に基づきリスク管理機関から要請を受けて行う食品健康影響評価について」は、標準処理期間内に評価結果を通知できるよう、計画的な調査審議を引き続き行ってまいります。

次のページ「2 評価ガイドライン等の策定」でございますけれども、平成27年度におきましても、引き続きベンチマークドース法の適用方法について検討を行うこととしております。3は「自ら評価」についてでございます。

5ページにまいりまして「第4 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視」でございます。平成27年度につきましても、年1回調査を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じ、勧告、意見の申し出を行うといったことにしております。

「第5 食品の安全性の確保に関する研究・調査事業の推進」でございますけれども「(1) 食品健康影響評価技術研究課題の選定」につきましては、おおむね5年のロードマップを策定しておりましたが、昨年12月に全面改定いたしました。次のページでございますが、このロードマップで定める優先実施課題につきまして、真に必要な性の高いものを選定していくという方針にしております。

下のほうにまいりまして「2 食品の安全性の確保に関する調査の推進」でございますが、こちらにつきましても、ロードマップに沿って優先課題を定め、真に必要な性の高いものを選定する。また、大学等の関係研究機関も含め、幅広く周知するということにいたしております。

7ページにまいりまして「第6 リスクコミュニケーションの促進」でございますけれども、1番のところで食品健康影響評価その他の食品の安全性について、迅速に最新の情報を以下「(1) ホームページ」から「(6) 食品安全モニター」までの各種媒体の特性を踏まえて、発信していくということにいたしております。

8ページ「2 『食品の安全』に関する科学的な知識の普及啓発」でございますが、リスクアナリシス講座を地方での開催を含め実施する。また、講座内容については資料をインターネットで公表するとともに、内容をまとめた動画について、インターネットの配信等、多くの消費者が活用可能な形で提供するということにいたしております。

「3 関係機関・団体との連携体制の構築」につきましては、昨年と同様でございます。

次のページにまいりまして「第7 緊急の事態への対処」につきましても、昨年と同様でございます。

「第8 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用」でございますけれども、具体的に国際機関、海外の政府関係機関や学術誌に掲載された論文、食の安全ダイアル等を通じまして、毎日収集するということにいたしております。

次に10ページでございます。最後「第9 国際協調の推進」でございますが「(1) 国際会議等への委員及び事務局職員の派遣」、それから「(2) 海外の研究者等の招へい」のほか「(3) 海外の食品安全機関等との連携強化」を挙げております。(3)につきましては、

委員会との協力文書を締結している欧州食品安全機関及び豪州・ニュージーランド食品基準機関との定期会合のほか、例えばフランス食品環境労働衛生安全庁等のほかの外国政府機関との情報交換、連携強化及び協力文書の締結を検討するということにいたしております。

説明は以上でございます。

○村上座長 ありがとうございます。

ただいまの資料1の説明に対して、御質問等がございましたらお願いいたします。

それでは、事務局から平成15年10月2日、食品安全委員会決定の「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づき、必要となる専門委員の調査審議等への参加に関する事項について報告をお願いいたします。

○田中課長補佐 それでは、本日の議事に関する専門委員の調査審議等への参加に関する事項について御報告します。

本日の議事について、専門委員の先生方から御提出いただいた確認書を確認したところ、平成15年10月2日、委員会決定の2（1）に規定する「調査審議等に参加しないこととなる事由」に該当する専門委員はいらっしゃいません。

以上です。

○村上座長 提出いただきました確認書につきまして、相違はございませんでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○村上座長 ありがとうございます。

それでは、本日の審議に入る前に、前回の専門調査会での審議内容について振り返りたいと思います。

前回の専門調査会では、諮問事項「スウェーデンから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価」、「ノルウェーから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価」について、御審議いただきました。その後、3月10日の食品安全委員会への報告、3月11日～4月9日までの期間でパブリックコメントの募集を行い、4月21日の食品安全委員会での審議を経て、同日付で評価結果が厚生労働省へ答申されました。

それでは、議事1を開始したいと思います。

本件は、3月30日に厚生労働省から、デンマークから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価についての諮問があり、4月7日の食品安全委員会では本専門調査会での審議を依頼されたものです。

最初に、厚生労働省の小西BSE対策専門官から、諮問内容等の説明をしていただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○小西専門官 厚生労働省食品安全部の小西と申します。本日はよろしくをお願いいたします。

デンマークから輸入される牛肉及び牛の内臓について、輸入条件の設定ということで、3月30日付で諮問させていただきました。参考資料1に諮問の依頼の文書を、本日資料と

して用意していただいております。参考資料1の裏面の別紙につきまして、最初に説明させていただきますと思います。

「1 諮問の背景及び趣旨」ということで、基本的にはこれまで諮問させていただいた国と同様の内容になっております。2001年以降、BSE発生国については法的に牛肉、その加工品について輸入を禁止するという対応をしてきてございまして、デンマークについても同様でございます。

「2 具体的な諮問内容」になりますけれども、(1)にございまして、月齢制限につきましては、現行の「輸入禁止」から「30か月齢」とした場合のリスクを比較。「(2) SRMの範囲」ということで、現行の「輸入禁止」から「全月齢の扁桃及び回腸（盲腸との接続部分から2メートルの部分に限る。）並びに30か月齢超の頭部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。）、脊髄及び脊柱」ということで、これらにつきまして、これまでの国と同様の内容で諮問をさせていただいております。

また「(3) 上記(1)及び(2)の評価を終えた後、国際的な基準を踏まえてさらに月齢の規制閾値（上記(1)）を引き上げた場合のリスクを評価」としていただきたいと考えてございます。(3)につきましても、これまでと同様の内容となっております。

続きまして、デンマークのBSE対策の概要を説明させていただきます。資料2-1を御覧いただければと思います。

1枚おめくりいただきまして、2ページ目に「デンマークのBSE対策の経緯」ということでございまして、資料としては用意しておりませんが、デンマークにつきましては、牛の飼養頭数がおおむね150万頭ぐらいの規模となっております。と畜頭数はその3分の1程度で年間50万頭ぐらいと畜されてございます。

BSE対策といたしましては、2ページ目にありますように、まず1990年に反すう動物由来たん白質の反すう動物用飼料としての使用が禁止されてございます。その後、1997年にはほ乳動物由来たん白質の反すう動物用飼料としての使用が禁止されてございます。2001年にはEU全体でそうですけれども、全ての動物由来たん白質の家畜飼料への使用が禁止ということで、デンマークでも同様の対策がとられております。また、2000年からSRMの規制ということで、EUの規則にのっとった形でSRMの焼却処理が行われております。そのほか、サーベイランスにつきましては、対象月齢などの途中変更はございますが、ここに挙げられておりますとおり、サーベイランスが実施されております。

3ページ目に「世界のBSE発生件数の推移」ということでございまして、この中にデンマークにつきましても、色を濃くして、ハイライトした形で発生頭数を示してございます。ここの中では、デンマーク国内で確認されたBSE感染牛ということで、1992年に輸入した牛で最初に見つかっております。その後、この年表にはないのですが、2000年に1頭見つかっております。その後、2001年6頭、2002年3頭、2003年2頭、2004年1頭、この2004年の1頭が非定型と聞いてございます。また、2005年1頭、その後の2009年に1頭が確認されております。このほか、ここには出てこない3頭の牛がデンマークから輸出され

た後に確認されてございます。説明は以上になります。

厚生労働省としましては、今回の諮問に対して答申をいただいた段階で評価結果を踏まえまして、必要な管理措置の見直しを行う予定としております。

説明は以上になります。

○村上座長 ありがとうございます。

次に、事務局に資料を用意してもらいましたので、事務局から説明をお願いいたします。

○田中課長補佐 それでは、説明させていただきます。資料2-2、横紙を御覧いただければと思います。事務局で、デンマークのBSE検査対象月齢の推移と出生年別の摘発状況について、簡単にまとめさせていただきました。

まず「BSE検査対象月齢の推移」になります。デンマークにおいては、一番右側にございます臨床症状牛の検査は1990年3月から開始しております。2000年10月から、健康と畜牛と死亡牛は24か月齢超で抽出、緊急と畜牛は24か月齢超の全頭ということで検査が始まったところからです。その後、検査対象の変更を経て、健康と畜牛につきましては2009年に48か月齢超の全頭、2011年7月に72か月齢超の全頭、その後、2013年1月に抽出検査となりまして、2013年7月には健康と畜牛の検査は廃止しているところからです。死亡牛及び緊急と畜牛につきましては、2009年から48か月齢超の全頭へ検査対象月齢が変更になっております。

裏のページを御覧いただければと思います。デンマークでの出生年別の摘発状況になります。デンマークにおいては、デンマーク生まれの牛では18頭のBSE牛が確認されていますが、全て1990年代生まれとなっております。2001年1月に完全飼料規制が導入されまして、その後、BSE陽性牛は確認されていないという状況です。BSEの出生年で見た最終発生は1999年3月生まれが最終発生でありまして、現時点で16年が経過しているという状況です。

事務局からは以上になります。

○村上座長 ありがとうございます。

この諮問案件につきましても、従来どおり、これまでと同様に慎重に審議していきたいと考えております。ただいまの厚生労働省及び事務局からの説明について、十分に今後も議論を深める必要があると思いますので、積極的に御質問や御意見等をよろしくお願いいたします。

○門平専門委員 説明に対する質問ではないのですが、これまでプリオン専門調査会では、カナダやアメリカ、スウェーデン、ノルウェーの評価を行ってきました。今日のデンマークに関しても同じような方向で評価していくことになろうかと思うのです。まずは牛群がどのくらい感染していたのかというのを、飼料規制とかサーベイランス結果を見て評価し、その後、SRMがどのくらい除去されていたのか、と畜場でどのような管理がされていたのか、食肉レベルの具体的な管理方法をチェックしながら、最終的には先ほど厚生労働省から説明があったように、輸入禁止から30か月齢までのリスクと、SRMの範囲を評価するというふうにして進めていけばよろしいのではないかと思います。

○村上座長 御提案ありがとうございます。門平専門委員がおっしゃるとおり、従来どお

りでございますけれども、それぞれの項目について慎重に審議していきたいと考えております。

先ほどの厚生労働省の小西専門官並びに事務局の説明に関して、ほかにございませんでしょうか。

○筒井専門委員 1つだけ、これからたぶん資料が出てくるのではないかと思いますけれども、2009年に1頭摘発されているのですが、最後の摘発というのは何歳ぐらいですか。ちょっと気になったのは、恐らくデンマークが多いのは乳用牛ですね。そうすると、結構年齢が高いのがそんなにいるのかと思ったのです。

○本山係長 今、御質問がありました2009年に確認されたものにつきましては、乳用牛で月齢が173か月齢ということで聞いております。健康と畜牛で検出されております。

○村上座長 ほかにございせんか。

○姫田事務局長 もう一度確認で、搾乳用の雌ですか。

○本山係長 Dairyとしか書いていないので、雌雄は分かりません。

○村上座長 どうぞ。

○門平専門委員 月齢から考えると、乳牛の雌ではないでしょうか。ペット的に飼っている人もいます。種雄牛という可能性も否定できませんが、数的にかなり少ないのではないのだろうかと思います。

○村上座長 今の件はよろしいでしょうか。ほかにございせんか。

資料の中で、輸入している牛が多いと書いてあったのですが、それをどのように管理しているかという情報があつたら教えてください。

○本山係長 輸入牛の頭数の推移なども資料の提出をいただいており、後ろに用意しております資料にもあるのですが、ページ番号が振られておらず、御案内が悪くて大変恐縮なのですが、輸入牛の頭数については1988年から2010年までの統計がございまして、多い年には1万頭を超える規模の輸入がございまして、イギリスからの輸入牛につきましては、EUの中の統ルールはございまして、英国からの輸入が禁止されておまして、1996年に、輸入禁止前にイギリスから輸入された牛とそれ以外の輸入牛、自国内で生まれた牛の3種類の耳標を使いまして、輸入禁止前にイギリスから輸入された牛については、飼料ですとか食品のフードチェーンに入らない管理を行いますとともに、全頭BSEの検査も行っております。

○村上座長 ありがとうございます。

ほかにございますか。よろしいですか。

小西専門官、ありがとうございました。

先ほどの御質問も含めて、追加の御質問等がございましたら、出していただければと思います。また、それに対して必要であれば、追加資料の提出をお願いすることになるかもしれませんが、御対応をよろしくお願いいたします。

それでは、今後諮問されました件について審議していくということになりますが、先ほ

ど門平専門委員から御提案をいただきました内容を踏まえて、審議の進め方について多少議論しておきたいと思えます。

表現方法につきましては、平成24年10月の評価書はこれまでと同様でございますけれども、本件も同様としてはどうでしょうかということが1つ目。

それから、2番目として、米加仏蘭、アイルランド、ポーランド、スウェーデン、ノルウェーと同様、審議内容1及び2の規制閾値が30か月齢までの部分を審議してはどうでしょうかということですか。

3番目としましては、感染実験、非定型BSE、vCJDなどについては、平成24年10月の評価書以降の評価結果に影響を与える新たな科学的な知見はないと考えられるため、ひとまずは記載しないということではいかがでしょうか。

最後に、評価書のたたき台については、厚生労働省提出資料に基づいて、起草委員会に検討を依頼するというふうにしたいと思えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○村上座長 ありがとうございます。

それでは、まずは評価書のたたき台でございますけれども、起草委員の先生方の御意見を踏まえて、事務局に案の作成などをお願いしたいと思えます。担当の起草委員の先生方におかれましては、よろしくお願ひいたします。

また、専門委員の先生方におかれましては、引き続き諮問内容に関する質問、あるいは用意しておいたほうがよいと思われる資料など、お気づきの点がございましたら、事務局まで御連絡をお願いいたします。その上で、いただきました御意見等につきましては、次の専門調査会までに担当起草委員の先生方と検討しておきたいと思えます。

続いて、資料3-1と3-2、参考資料2-1と2-2について、事務局から報告をお願いいたします。

○田中課長補佐 それでは、資料3-1及び3-2について御報告いたします。まず資料3-1を御覧いただければと思えます。

今回の報告につきましては、厚生労働省及び農林水産省が毎年定期的に実施している調査結果の定期報告になります。本件につきましては、4月21日の第558回食品安全委員会では厚生労働省及び農林水産省より報告をいただきましたので、本日は事務局から説明をさせていただきます。

資料3-1ですけれども、こちらは厚生労働省が毎年行っている「BSE対策に関する調査結果」ということで、と畜場でのBSE対策に関する調査結果になります。平成26年9月末現在の状況について調査を実施したということになります。

「1 調査の趣旨」といたしましては、食品安全委員会の過去の評価結果を踏まえ、省令を改正しSRMの範囲等を見直した。また、検査月齢についても48か月齢超としたということで、分別管理についてガイドラインで具体的な方法などを示しているということです。また、と畜場において、特定部位の除去、廃棄、焼却等がと畜場側の衛生管理責任者、作

業衛生責任者の管理のもとで行われているということで、関係法令と関係通知の遵守状況を確認するために、と畜場におけるBSE対策に関する実態調査を定期的に行うこととしたものということになります。

「2 調査結果」になります。こちらの調査項目につきましては、基本的に昨年度と同じものになります。「1 調査対象施設」が平成26年9月末現在147施設ということで、牛のと殺を行っているのと畜場数が141施設、めん羊または山羊のと殺を行っているのと畜場数が62施設ということです。

次が「2 通常の牛のスタンニング方法（重複を含む）」ということで、スタンガンを使用していると畜場数が136施設、と畜ハンマーを使用していると畜場数が16施設ということです。また「3 牛のとさつ時の不動化の方法について」は電流、パルスによる不動化装置を使用しているところが50施設、強力スタンナーによる不動化が6施設、それ以外の不動化方法が5施設ということです。

「4 月齢による分別管理について」は、48か月齢、30か月齢で3区分に分別管理している施設が72施設、48か月齢のみ区分管理し、30か月齢では分別管理せずに全ての牛の頭部、脊髄を特定部位として取り扱っている施設は69施設ということです。また「(2) 分別管理の方法」につきましては、曜日や日によって分別管理をしている施設が4施設、時間によって分別管理をしている施設が24施設、また、タグ等により識別して分別管理をしているところが84施設、その他につきましては29施設ということです。

「5 30か月齢超の牛の背割りによる脊髄片の飛散防止について」につきまして、鋸の刃を洗浄しながら切断し脊髄片を回収している、脊髄片を焼却しているといった基本的な事項が136施設で行われているということです。一番下になりますけれども(3)で背割りを行っていない施設が4施設あるということです。

「6 舌扁桃の除去について」につきまして、左右の最後位有郭乳頭を結ぶラインを垂直に切断している施設が10施設、舌根側にかけて舌表面を除去している施設は108施設、その他が23施設ということです。

「7 30か月齢以下の牛の頭部（舌及び頬肉を除く。以下同じ。）の使用について」は、作業場所によって分別しているのが14施設、時間により分別しているのが20施設、その他の方法で分別しているのが10施設、30か月齢以下の牛の頭部を使用していない施設は97施設ということです。30か月齢超の牛の頭部から舌及び頬肉以外の部位を除去していないことについて、処理後にと畜検査員の確認を受けているのが140施設ということで、30か月齢以下の牛のみをと殺している1施設を除くということです。また、牛の特定部位を専用容器で保管して、と畜検査員による確認を受けている。これは全ての施設で行っているということです。

「9 牛の特定部位の焼却について」は、重複も含みますけれども、場内で焼却したりとか、産廃処理業者に委託して焼却したり、それぞれ焼却を行っているということです。

「10 と畜場の設置者または管理者による牛の特定部位の焼却の確認について」は、全

ての施設で特定部位が確実に焼却されることを確認し、記録を保管しているということです。

「11 めん羊及び山羊のSRMの焼却について（重複含む）」も牛と同様に場内での焼却であるとか、産廃業者の委託で焼却しているという施設がございます。

「12 文書の作成等に関する事」につきましては、SRMに係るSSOPは全ての施設で作成されているということです。（3）につきましては、SSOPに基づく点検及び確認並びに記録につきましては、SSOPに定められた頻度で点検を実施し、記録を保管しているのは147施設ということで全ての施設が実施しているということです。以上が厚生労働省の調査結果の報告ということになります。

続きまして、資料3-2をお願いいたします。3-2につきましては、農林水産省が毎年行っている飼料規制の実効性の確保に関する平成25年度の調査結果になります。

まず、1番を御覧いただければと思いますけれども、「輸入飼料に係る交差汚染の防止」ということで、輸入業者からの届け出により、輸入配混合飼料の原料に反すう動物由来たん白質が使用されていないことを確認するとともに、輸入飼料32点についてFAMICで検査したところ、牛由来たん白質が検出されなかったということです。

輸入飼料については、ほとんどが植物主体の原料にビタミンやミネラルなどを添加したものであるということで、3ページに「○ 輸入飼料の検査点数（平成25年度）」がございます。

「2 販売業者に対する規制の徹底」ということで、都道府県が飼料または飼料添加物の販売事業場14,648か所のうち1,254件を検査したところ、法令違反につながる可能性のあった不適合は13件であったということです。具体的には帳簿の備付けの不備5件、表示の不備1件及び保管等における取扱いの不備7件であり、保管場所において牛用飼料への混入等の事例はなかったということでした。

「3 牛飼育農家に対する規制の徹底」になります。都道府県は牛飼育農家80,700戸に対する検査を5,123件に実施したところ、不適合は1件で、具体的には保管等における取扱いであり、規制されている動物性飼料を給与した事例はなかったということです。また、地方農政局は、牛飼育農家80,700戸における飼料の使用実態調査を1,000件に対して実施したところ、規制されている動物性飼料を給与した事例はなかったということでした。

次の2ページに行っていただきまして「4 製造段階における規制の徹底」というところになります。FAMICは、飼料等製造事業場3,196か所のうち356件について検査を実施したところ、不適合は1件で、具体的には表示の不備であり、牛への誤用・流用等の事例はなかったということです。都道府県は、飼料等製造事業場3,196か所のうち408件を実施したところ、不適合は2件で、具体的な内容は帳簿の備付けの不備1件及び表示の不備1件ということでした。

具体的な不適合事例の内容につきましては、4ページでございます。帳簿の記載事項や保存の不備、表示の不備、あとは分離保管が不十分といった不適合事例ということです。

また2ページ目に戻っていただきまして、不適合事例につきましては、FAMIC、都道府県

が適切な表示、牛等への給与飼料と鶏・豚等給与飼料の区分保管等の徹底、帳簿の適切な整備といった改善指導を行い、必要な是正措置が講じられているという報告を受けております。

事務局からの報告は以上になります。

○村上座長 ありがとうございます。

ただいまの事務局の報告内容について、御質問等がございますでしょうか。

不適合事例というの、表示の不備等であるといったことでございます。よろしいでしょうか。

続いて、参考資料2-1と2-2についてお願いいたします。

○本山係長 それでは、参考資料2-1、2-2について御報告いたします。参考資料2-1と2-2を御用意ください。

本件につきましては、参考資料2-1のとおり、3月18日付で農林水産省より諮問がございました。諮問の内容といたしまして、1枚おめくりいただいて図を御覧ください。右向きの矢印が大きく分けて3つございますが、一番上の家きんのみに由来する血液から製造される血粉及び血漿たん白と、一番下の豚のみに由来する血液から製造される血粉及び血漿たん白はこれまで豚、家きん、養殖水産動物用飼料としての利用が認められておりました。

今回、真ん中にあります豚と家きん由来の血液を製造工程の原料投入口で混合して製造する血粉及び血漿たん白についても、豚、家きん、養殖水産動物用飼料として利用してよいかという諮問内容でしたので、3月24日に開催されました第554回食品安全委員会において、今回の見直しに伴って、現行の飼料規制等のリスク管理措置を前提としたこれまでの評価結果が変わるものではなく、人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかとの結論が導かれ、参考資料2-2のとおり、同日付で通知いたしましたので御報告いたします。

○村上座長 ありがとうございます。

ただいまの事務局の報告内容について、御質問等がございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

予定されていた議事につきましては、一通り御議論いただきました。事務局からほかに何かございますでしょうか。

○田中課長補佐 ございません。

○村上座長 本日の審議は以上とさせていただきます。

次回につきましては日程調整の上、お知らせいたしますのでよろしくお願いいたします。ありがとうございました。